ISSB公開草案「IFRS S2号『気候関連開示』」  
に関するアンケート

2022年3月31日、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表した公開草案「IFRS S2号『気候関連開示』」（以下、S2基準案）について、当協会からISSBへ提出する意見書の参考にしますので、S2基準案の原文及び日本語仮訳[[1]](#footnote-1)並びに2022年5月20日に当協会が開催した勉強会「ISSB公開草案の概要」の資料（以下、勉強会資料）を基に、**Q1**～**Q14**について、アンケートへのご回答をお願いします。

各**Q**の後には、S2基準案の**質問番号**（日本語仮訳の11～30頁）及び勉強会資料の**頁番号**を示しました。

1. 事業会社等に属する方は、サステナビリティ報告の作成者の視点ではなく、利用者であるアナリスト・投資家の視点で回答してください。
2. **Q1**～**Q12**の回答選択肢(a)～(c)のうち、ご自分の考えに最も近い回答を1つだけ残し、残りの行は削除してください。
3. 必須ではありませんが、**Q1**～**Q12**については【理由】を記入してください。特に(b)と(c)を選択された方は、意見書作成に当たって重要な参考意見となりますので、できるだけ記入をお願いします。
4. **Q13**～**Q14**については【コメント】を記入してください。
5. 全ての**Q**に回答する必要はありませんが、**Q1**～**Q12**については、可能な限り回答選択肢(a)～(c)の回答をお願いします。

**アンケートのファイルは、以下の欄に氏名及び所属する会社・団体名をご記入の上、次のメールアドレスにお送りください。**

**これは集計作業を効率的に進めるためにご記入いただくものであり、個人の回答内容や【コメント】の記入者が特定できる様な情報の公開は一切行いません。**

**アンケート提出先：**[**kaikei@saa.or.jp**](mailto:kaikei@saa.or.jp)

**アンケート提出期限：2022年6月13日(月)**

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名（ふりがな） | （　　　　　） |
| 所属する会社・団体名 |  |

**はじめに**

近年、金融・投資の意思決定に当たって、財務報告によって提供される情報のみならず、サステナビリティ報告によって提供される情報の重要性が飛躍的に増しています。単一で高品質かつ国際的な会計基準であるIFRS会計基準が存在する財務報告の分野とは異なり、サステナビリティ報告では残念ながら、そのように広く受け入れられた単一で高品質な国際基準が存在していませんでした。

当協会は、高品質で一貫性と比較可能性を備えたグローバルなサステナビリティ開示基準に対して、アナリストや投資家の緊急の要望があることを主張してきました[[2]](#footnote-2)。

IFRS財団は、各界からのこの様な要望に応えるため、2021年11月にサステナビリティ基準審議会（ISSB）の設立を公表しました。その後、サステナビリティ開示基準の検討を急ピッチで進め、2022年3月31日にISSBは最初の公開草案を公表しました。

グローバルなサステナビリティ開示基準に関するIFRS財団とISSBのリーダーシップは、世界の多くの利害関係者から強い支持を得ています。

当協会としては、このリーダーシップにより、財務報告とサステナビリティ報告を統合する形で、企業報告全般における情報及びその伝達のあり方における品質、一貫性、比較可能性の向上を図ることは、世界の資本市場のみならず国際社会、世界経済及び地球環境の持続性を高めるものと期待しています。

皆様におかれましては、サステナビリティ報告の利用者である投資家・アナリストの視点から、S2基準案のアンケートにご回答をお願いいたします。

**Q1：目的**

S2基準案の目的は、企業が、一般目的財務報告の利用者が以下を可能とする、気候関連のリスク及び機会に対するエクスポージャーに関する情報を開示することとしています。

1. 気候関連のリスク及び機会が企業の企業価値に与える影響を評価すること
2. 気候関連のリスク及び機会に対する企業の対応と戦略を理解すること
3. 気候関連のリスク及び機会に計画、ビジネスモデル及びオペレーションを適応させる企業の能力を評価すること

このようなS2基準案の目的は、妥当で明確だと思いますか。

**…質問1、勉強会資料23頁**

(a) 妥当で明確であると思う。

(b) 妥当ではない、明確ではないと思う。

(c) どちらともいえない。

【理由】

|  |
| --- |
|  |

**Q2：ガバナンス**

S2基準案は、ガバナンスに関する気候関連財務開示の目的を、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会をモニタリングし管理するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにすることとしています。

この目的を達成するため、気候関連のリスク及び機会を監督するガバナンス組織（ボード、委員会等）に関する情報について、以下の開示を要求しています。

1. 気候関連のリスク及び機会の監督について責任を負う機関又はその構成員の特定
2. その機関の気候関連のリスク及び機会に関する責任が、企業の付託事項、ボードの義務及びその他の関連する方針にどのように反映されているか
3. 気候関連のリスク及び機会に対応するために設計された戦略を監督するための適切なスキル及びコンピテンシーを有する人材を確保する方法
4. 監督機関が気候関連のリスク及び機会の情報を得るプロセス及び頻度
5. 戦略、主要な取引に関する意思決定及びリスク管理の方針の監督にあたり、気候関連のリスク及び機会を考慮する方法
6. 気候関連のリスク及び機会に関する目標設定を監督し、目標の進捗をモニタリングする方法
7. 気候関連のリスク及び機会の評価及び管理における経営者の役割（専用の統制及び手続があるのか、ある場合には他の内部機能とどのように統合されているのかに関する情報を含む）

ガバナンスに関する開示目的と開示要求の提案に同意しますか。

**…質問2、勉強会資料25・26頁**

(a) 同意する。

(b) 同意しない。

(c) どちらともいえない。

【理由】

|  |
| --- |
|  |

S2基準案は、戦略に関する気候関連財務開示の目的を、一般目的財務報告の利用者が、重大な（significant）気候関連のリスク及び機会に対処する企業の戦略を理解できるようにすることとしています。

この目的を達成するため、以下の開示を要求しています。

1. 気候関連のリスク及び機会
2. ビジネスモデル及びバリュー・チェーン
3. 戦略及び意思決定
4. 財政状態、財務業績及びキャッシュ・フロー
5. 気候レジリエンス

**Q3：戦略－I. 気候関連のリスク及び機会（気候関連のリスク及び機会の識別）**

S2基準案は、気候関連のリスク及び機会が短期・中期・長期のビジネスモデル、戦略、キャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス及び資本コストに及ぼす影響について、以下の開示を要求しています。

1. 気候関連のリスク及び機会並びにそれぞれの時間軸（リスク及び機会の識別の際は、付録B「産業別開示要求」の開示トピックの適用可能性を検討）
2. 短期・中期・長期の定義、戦略計画の時間軸と資本配分計画とのつながり
3. 識別されたリスクは、物理的リスク、移行リスクのどちらに該当するか

気候関連のリスク及び機会の識別方法と開示要求に同意しますか。

**…質問3、勉強会資料27・28頁**

(a) 同意する。

(b) 同意しない。

(c) どちらともいえない。

【理由】

|  |
| --- |
|  |

**Q4：戦略－II. ビジネスモデル及びバリュー・チェーン（企業のバリュー・チェーンにおける気候関連のリスク及び機会の集中）**

S2基準案は、気候関連のリスク及び機会がビジネスモデルやバリュー・チェーンに与える影響について、以下の（定量的ではなく）定性的な開示を要求しています。

1. バリュー・チェーンに与える現在の影響及び予想される影響
2. バリュー・チェーンのどこにリスクと機会が集中しているか

ビジネスモデル及びバリュー・チェーン（企業のバリュー・チェーンにおける気候関連のリスク及び機会の集中）に関する開示要求に同意しますか。

**…質問4、勉強会資料27・28頁**

(a) 同意する。

(b) 同意しない。

(c) どちらともいえない。

【理由】

|  |
| --- |
|  |

**Q5：戦略－III. 戦略及び意思決定（移行計画とカーボン･オフセット）**

S2基準案は、気候関連のリスク及び機会が戦略及び意思決定（移行計画を含む）に与える影響について、以下の開示を要求しています。

1. 気候関連のリスク及び機会への対応方法（目標達成のための計画を含む）
   1. ビジネスモデルに対する現在の変更と予想される変更（直接的・間接的な適応・緩和の取組み等）
   2. 計画に対する資源の供給方法
2. 目標に関する情報
   1. 目標の見直しのプロセス
   2. バリュー・チェーンを通じて達成される排出目標
   3. 排出目標を達成するにあたり使用するカーボン・オフセット（種類、依拠する程度、第三者による検証や認証スキームの有無など）
3. 前年度に開示した計画の進捗に関する定量的・定性的情報

戦略及び意思決定（移行計画とカーボン･オフセット）に関する開示要求に同意しますか。**…質問6、勉強会資料27・29頁**

(a) 同意する。

(b) 同意しない。

(c) どちらともいえない。

【理由】

|  |
| --- |
|  |

**Q6：戦略－IV. 財政状態、財務業績及びキャッシュ・フロー（現在の及び予想される影響）**

S2基準案は、気候関連のリスク及び機会が財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響並びに短期・中期・長期にわたり予想される影響（財務計画にどのように含めたかを含む）について、以下の開示を要求しています（不可能な場合を除き、定量的情報（単一の金額又は金額の範囲）を開示）。

1. 直近の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響
2. 翌年度の資産・負債の帳簿価格に重要性がある修正が生じるリスクがある場合、識別したリスクと機会に関する情報
3. 戦略により財政状態のどのような変化が見込まれるか
4. 戦略により財務業績のどのような変化が見込まれるか
5. 上記開示事項について定量的情報を開示できない場合は、その理由

財政状態、財務業績及びキャッシュ・フロー（現在の及び予想される影響）に関する開示要求に同意しますか。**…質問6、勉強会資料27・30頁**

(a) 同意する。

(b) 同意しない。

(c) どちらともいえない。

【理由】

|  |
| --- |
|  |

**Q7：戦略－V. 気候レジリエンス**

S2基準案は、気候関連のリスクに対する戦略（ビジネスモデルを含む）の気候レジリエンスについて、以下の開示を要求しています（不可能な場合を除き、シナリオ分析を用い（不可能な場合は代替方法による）、定量的情報を提供する場合、単一の金額又は金額の範囲を開示）。

1. 気候レジリエンスの分析結果
   1. 分析による発見事項
   2. 分析で考慮された重大な不確実性
   3. 短期・中期・長期にわたり戦略とビジネスモデルを調整・適応させる能力
2. 気候レジリエンスの分析方法
   1. シナリオ分析を用いた場合、使用したシナリオ、時間軸、インプットなど
   2. シナリオ分析を用いていない場合、代替的な方法や技法、使用した仮定、時間軸、インプットなど、及びシナリオ分析を用いることができない理由

気候レジリエンスに関する開示要求に同意しますか。**…質問7、勉強会資料27・31頁**

(a) 同意する。

(b) 同意しない。

(c) どちらともいえない。

【理由】

|  |
| --- |
|  |

**Q8：リスク管理**

S2基準案は、リスク管理に関する気候関連財務開示の目的を、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理する単一又は複数のプロセスを理解できるようにすることとしています。

この目的を達成するため、以下の開示を要求しています。

1. 気候関連のリスク及び機会を識別するためのプロセス
2. リスク管理目的で、リスクを識別、評価及び管理するためのプロセス
   1. リスクに関連した発生可能性及び影響の評価方法
   2. リスクの優先順位付けの方法（リスク評価ツールの使用を含む）
   3. インプットパラメータ（データソース、対象事業の範囲、使用する仮定など）
   4. 過去の報告期間と比較して使用されたプロセスが変更されたかどうか
3. 気候関連の機会を識別、評価及び優先付けするためのプロセス
4. 気候関連のリスク及び機会（関連する方針を含む）をモニタリング及び管理するためのプロセス
5. 気候関連のリスクを識別、評価及び管理するためのプロセスと、企業の総合的なリスク管理プロセスとの統合状況
6. 気候関連の機会を識別、評価及び管理するためのプロセスと、企業の総合的なリスク管理プロセスとの統合状況

リスク管理に関する開示目的と開示要求の提案に同意しますか。

**…質問8、勉強会資料32・33頁**

(a) 同意する。

(b) 同意しない。

(c) どちらともいえない。

【理由】

|  |
| --- |
|  |

S2基準案は、指標及び目標に関する気候関連財務開示の目的を、一般目的財務報告の利用者が、重大な（significant）気候関連のリスク及び機会を企業がどのように測定し、モニタリング及び管理するのかについて理解できるようにすることとしています。

この目的を達成するため、以下の開示を要求しています。

1. 産業横断的指標カテゴリー
2. 産業別指標
3. 使用した他の指標（注：相当する**Q**なし）
4. 気候関連の目標

**Q9：指標及び目標－I. 産業横断的指標カテゴリー（産業横断的指標カテゴリーと温室効果ガス排出）**

S2基準案は、産業横断的指標カテゴリーについて、以下の開示要求をしています。

1. 温室効果ガス（GHG）
   1. スコープ1排出、スコープ2排出及びスコープ3排出（排出総量と排出原単位、GHGプロトコルを用いて計算）
   2. ①のスコープ1排出及びスコープ2排出のGHG排出量を、以下に分けて開示
      1. 連結会計グループ（親会社・子会社）
      2. 関連会社・JV・非連結子会社等のグループ
   3. ②(ii)の排出量を含めるために使用したアプローチ（例：GHGプロトコルにおける出資比率や経営支配に基づく方法など）、その選択理由、開示目的に照らした説明
   4. ①のスコープ3排出のGHG排出量については以下の対応
      1. 上流及び下流の排出を含める
      2. 排出量の測定に含まれるカテゴリーを開示
      3. 排出量の測定にバリュー・チェーン構成企業からの情報を含める場合、その測定基礎を説明
      4. (iii)のGHG排出を除いている場合、その理由を記載
2. 移行リスク
3. 物理的リスク
4. 気候関連の機会
5. 資本投下
6. 内部炭素価格
7. 報酬

産業横断的指標カテゴリー（産業横断的指標カテゴリーと温室効果ガス排出）に関する開示要求に同意しますか。**…質問9、勉強会資料34･35頁**

(a) 同意する。

(b) 同意しない。

(c) どちらともいえない。

【理由】

|  |
| --- |
|  |

**Q10：指標及び目標－II. 産業別指標（産業別要求事項）**

S2基準案の産業別開示要求（付録Bの11セクター・68産業）は、SASBスタンダードをほぼそのまま導入しています（一部、国際的な適用可能性のための修正、金融セクターに関連する指標の追加あり）。

SASBスタンダードには、以下の特徴があります。

1. 独立の基準設定主体によって、厳格かつオープンなデュー・プロセスを通じて、10年近くにわたり、企業価値の評価に関連するサステナビリティ情報を企業が一般目的財務報告の利用者に伝えることを可能にするという目的で開発されたもの
2. 持続可能な産業分類システム（SICS）に従って産業を分類
3. 産業ごとの開示トピック（各産業の企業にとって重要性のある可能性が最も高い気候関連のリスクと機会）を識別
4. 開示トピックに関連する、企業価値評価に資する情報の開示につながる可能性が最も高い指標を特定
5. 企業の活動の規模を定量化し、データの規格化と比較可能にするための活動指標を上記の指標とあわせて特定
6. 複数の産業にまたがる場合（例：コングロマリット企業）は、複数の産業に基づく開示要求が適用される場合がある

企業は、産業別指標の情報が企業価値を評価する上で情報の利用者にとって重要性がある(material)と結論付けた場合、その特定の要求事項に関連する情報を開示しなければならないとしています。

産業別指標に関する開示要求に同意しますか。**…質問11、勉強会資料34・36頁**

(a) 同意する。

(b) 同意しない。

(c) どちらともいえない。

【理由】

|  |
| --- |
|  |

**Q11：指標及び目標－IV. 気候関連の目標**

S2基準案は、気候関連の目標について、以下の開示要求をしています。

1. 目標への到達に向けた進捗を評価するための指標
2. 気候関連のリスク及び機会に対処するために設定した具体的な目標
3. 目標が絶対量目標か原単位目標のいずれか
4. 目標の目的（例えば、緩和、適応、又はセクターや科学に基づく取組みとの適合性等）
5. 気候変動に関する最新の国際合意（パリ協定等）において作られた目標との比較及び第三者による検証の有無
6. セクター別脱炭素アプローチ（SDA）の使用の有無
7. 目標が適用される期間
8. 進捗測定の基礎となる期間
9. マイルストーン又は中間目標

気候関連の目標に関する開示要求に同意しますか。**…質問10、勉強会資料34・37頁**

(a) 同意する。

(b) 同意しない。

(c) どちらともいえない。

【理由】

|  |
| --- |
|  |

**Q12：発効日**

ISSBは、S2基準案の発効日を、公開草案「IFRS S1号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項』」（以下、S1基準案）の発効日と同じにするべきか、それともS1基準案の発効日よりも早く又は遅くするべきかについて質問しています。

これは、S1基準案に含まれる要求事項の適用には、より長い時間がかかることが背景にあります。

S1基準案の発効日に対して、S2基準案の発効日はどのように定めるべきでしょうか。

**…質問14**

(a) S2基準案の発効日は、S1基準案の発効日と同じにする。

(b) S2基準案の発効日は、S1基準案の発効日よりも早くする。

(c) S2基準案の発効日は、S1基準案の発効日よりも遅くする。

【理由】

|  |
| --- |
|  |

**Q13：コスト、便益及び見込まれる影響**

ISSBは、S2基準案の提案の適用がコストと便益を適切にバランスさせることを約束しています。

これについてコメントがあれば、【コメント】欄に記入してください。**…質問12**

【コメント】

|  |
| --- |
|  |

**Q14：その他のコメント**

上記**Q1**～**Q13**に含まれないご意見のある方は、【コメント】欄に自由に書いてください。S2基準案のどの部分に関するご意見か分かる様に、S2基準案の質問番号、付録の名称等を明記してください。**…質問17**

【コメント】

|  |
| --- |
|  |

以上、ご協力ありがとうございました。

1. ISSB公開草案の原文、日本語仮訳及び解説動画は、FASF（公益財団法人財務会計基準機構） / ASBJ（企業会計基準委員会）の次のサイトを参照。

   https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/exposure\_draft\_ssbj.html [↑](#footnote-ref-1)
2. サステナビリティ報告に関する日本証券アナリスト協会の意見書は、次のサイトを参照。

   https://www.saa.or.jp/standards/sustainability/questionnaire/index.html [↑](#footnote-ref-2)